

報告第15号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

専決第12号

専 決 処 分 書

大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月10日

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。